

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、戸田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
戸田市立上戸田福祉センター	埼玉県戸田市上戸田二丁目十八番十三号	戸田市長	百五十人